阪本龍門文庫蔵『春日若宮拝殿方諸日記』 の翻刻と紹介

旨

半の内容は寛正六年(一四六五)に足利義政が見物した若宮祭礼、後半は を含むことから、ここに全文の翻刻を行った。 される。このように、本史料は中世南都の史料として広く知られるべき内容 筒井氏をはじめ衆徒・国民の姿や、金春大夫ら大和猿楽四座の記事も確認 較的多いが、 たびたび南都を訪れ春日社に参詣した。これについて参詣者側の記録は比 た若宮祭礼の記録である。足利義満以来、室町殿(足利将軍家の家長) 前年の大和国内の騒乱により延期になり翌応仁元年(一四六七)に行われ に行われた春日若宮祭礼(現在の「おん祭」)を記録した冊子である。 財団法人阪本龍門文庫所蔵 本史料は春日若宮社側の記録という点に特色がある。 『春日若宮拝殿方諸日記』 は、 室町時代後期 また、 は 前

【キーワード】足利義政、 若宮祭礼、 春日社

概要

要

財団法人阪本龍門文庫(奈良県吉野町)所蔵の冊子本であり、 町時代後期の春日若宮社の祭礼に関する記録である。 本史料は、

大*

田

壮

郎

含め、 Web上に写真画像が公開されており、本稿も同画像集を利用した。(ユ) 同文庫所蔵資料の一部は阪本龍門文庫善本電子画像集として

文庫蔵書総目録』による目録番号は二○五番となっている。本史料を

書誌について。 法量は縦二四・四センチ×横一 五・〇センチ、 紙縒

墨書の外題とほぼ同文が記された包紙(近世以降のもの)がある。こ 綴・三十二紙・共紙表紙である。また、冊子本体とは別に、表紙打付

料は別々に作成された内容を一つにまとめた二巻一冊本である。ただ 後半の十一丁が応仁元年(一四六七)の記事である。すなわち、 を除く墨付は計三十丁である。前半の十九丁が寛正六年(一四六五)、 の包紙には 「墨附三十一張」との記載があるが、 冊子の表紙・裏表紙

書体等から記主は同一人物と考えられる。 表紙に人名未詳の花押 「龍門文庫」。

がある (写真②参照)。 奥書なし。【1丁オ】に蔵書印

ここで紹介する『春日若宮拝殿方諸日記』 以下、 本史料 は、

室

= 内容

戦が激化するなど、大和国内は混乱状態に陥り祭礼どころではなくなっ 繰り上げて行われた。これは足利義満以来の歴代室町殿の先例に準拠 する一国規模の祭礼として、芸能史に限らず政治史や地域史の分野か 示唆される。 会における祭礼の典型と言えよう。 式日や開催が左右されることもあり、 ていた。このように、 波及し、さらに畠山義就・政長兄弟の内紛に連動した大和国人達の合 になって前年分として行われた。文正元年は京都の土一揆が大和にも らも注目されてきた。ここで取り上げる『春日若宮拝殿方諸日記』は、 容しつつ連綿と行われてきた。とくに中世においては、大和を支配し 若宮祭礼)が有名である。その創始は十二世紀に遡り、 したもので、結果的に今回が室町殿による最後の参詣となった。(2) 室町時代後期に行われた二度の若宮祭礼の記録だが、何れも当時の式 た興福寺の大衆が執行し、 春日若宮社といえば、 (十一月二十七日)には開催されていない。 文正元年 (足利将軍家の家長) 翻刻および写真①にあるように、 (一四六六) の開催が延期された結果、翌応仁元年三月 中世の若宮祭礼は当時の政治・社会情勢により 現在も盛大に行われている「おん祭」 また大和武士と呼ばれた有力国人らが参加 足利義政の春日社参詣に合わせて九月に それは、 宗教儀礼と政治が密接な中世社 本史料の外題部分からも 表紙に二つの外題 前者の寛正六年の場合、 時代により変 (以下、 (「公 後者

> の視点から内容を簡単に整理しておく。 の参詣記としての側面を有することを物語っている。 ある。このことは、 方室町殿御下向日記 本史料が祭礼記としての側面と、 付祭礼之時日記_ ح 「若宮拝殿方諸日 時の最高権力者 以下、この二つ が

若宮祭礼の記録として

む。 おり、 殿を管理する「拝殿沙汰人」と呼ばれる神人と考えられる。 0 本史料にわずかしか確認できないため、 みると、 宮社の諸祭が集中する春・秋に偏っている。 は宝徳三年(一四五一)・同四年・永正五年(一五〇八)の記事を含 ある。前者は永享十二年(一四四〇)~嘉吉二年(一四四二)、後者(6) 文化史料集成』第二巻(三一書房、一九七四年)に諸本が収録されて の記録としては、 を事細かに記しているところから窺える。「拝殿方」による若宮祭礼 記事の内容が祭礼次第に止まらず、引物・饗膳の差配や下行内容など 外題に かもしれない。 記載年代も断続的であるが、内容も通年の記述というより春日若 あるいは、 それぞれ『永享十二年記』・『春日拝殿方諸日記』という書名が 若宮祭礼の記事は諸本と共通するが、 「拝殿方」とあることから、 諸本と同体裁の記録から若宮祭礼の記事を抄出したも とは言え、行事日誌的な内容は類似しており、 『春日若宮拝殿方諸日記』という名称で『日本庶民 本史料の記主は春日若宮社 両者が同系統とは断定できな 本史料と諸本を比較して 若宮祭礼以外の記事が それは、 本史 の拝

0

寛正六年の足利義政の南都寺社参詣については、

他の時に比べて関

殿沙汰人が記主として署したものと考える。

| 以下の記述のである。

馬頭役、 る。このように、祭礼記としての本史料は、断片的に残存する若宮祭(8) 丁オ 礼の記録の空白部分を補うものであり、 関係の深い興福寺大行事職に関する記事【29丁ウ~30丁ウ】などがあ より精度の高い若宮祭礼の実態分析が可能となるだろう。 しては、 諸本と共通する記事としては、 や、 触穢となった御子の祭礼勤仕をめぐる「榊指」【13丁オ~14 大和猿楽四座に関するものなどがある。また、 室町殿参詣時限定の装束の記事【16丁ウ】、 行列次第や神事芸能をはじめ、 諸本と併せて検討することで、 春日若宮社と 固有の記事と 流 鏑

一) 足利義政の南都参詣記として

における足利義満の参詣以来、 参詣を名目とした下向であった点は留意すべきであろう。 を南都に誇示することが目的の一つではあったが、 八〇年の間に四代で十二度を数える。 は 足利将軍家-諸書に取り上げられる著名な事項である。 -実質的には足利家家長である室町殿· 本史料に記す寛正六年の義政まで、 もちろん、 至徳二年 室町殿の権威と権力 その多くが春日社 ―の南都寺社参詣 (一三八五) 約

上参詣に関うら費用については、これと興富庁で大口国内に投送といる。これに対し、本史料は春日若宮社側の記録という特色がある。これに対し、本史料は春日若宮社側の記録という特色がある。その特色が具体的に示されているのが、春日若宮社に配分された祭本の特色がある。または義政一行を接待した興福寺関係者の記録である。上参詣に関うら費用については、これと興富庁で大口国内に投資という特色がある。

そして、こうした手続きを円滑に行うため、 実際に費用を受け取る。 府奉行人に依頼。 担当者である公方御蔵の正實房へ支出を命じる内容を書き込むよう幕 内容の文書 野勝光) 沙汰人が上洛し以下のような活動を行った。まず、(1)南都伝奏 れている。一方、本史料によれば、 る神仏への寄付という形で南都に還付されていたこと、 て賦課したこと、 社参詣に関わる費用については、これを興福寺が大和国内に段銭とし から幕府の南都奉行 (「請取」) 南都から義政に進上された金銭や物品が、義政によ (3) これを証拠として沙汰人は正實房の元に赴き を獲得。 4 現銭は沙汰人らが分担して持ち帰った。 (飯尾之種)に御神楽料の支出を命じる (2) その文書の袖部分に幕府の財務 義政の参詣に当たり春日若宮社 彼らは飯尾氏や正實房に などが指摘さ 日

府の財務担当者の間の費用授受をめぐる交渉が具体的に記録されていた。 前述のように、室町殿の南都寺社参詣の経済的側面については、祭礼のために集められた銭や進物が室町殿―南都間を循環する贈答儀礼礼のために集められた銭や進物が室町殿―南都間を循環する贈答儀礼御師」(将軍専門の祈祷師)の関係者にも交渉への協力を依頼していた。

対し費用の一部を「御礼」として渡し、また、

在京していた「公方ノ

る を中心とした他の参詣記には確認できない固有の情報として価値があ これは、 行事日誌としての性格を反映した内容であり、 神事芸能

ている。今後も可能な限り史資料の紹介に努めたい。 に関する未翻刻史料は膨大であり、それが研究の進展を阻む 以上、 本史料の特徴についてごく簡単な紹介を行った。 中 一因となっ -世の南都

行記

御許可をいただきました。 本史料の翻刻・写真画像掲載に際して、財団法人阪本龍門文庫より 心より御礼申し上げます。

世南都社会の変容― 平成二十六年度奈良大学研究助成「寺社参詣記録にみる中 『部類記』 群の検討を中心に―」(研究代表者 大

註

壮

郎

による成果の一部である。

- (1)奈良女子大学学術情報センターのWebページを参照のこと (http://www.nara-wu.ac.jp/aic/)
- $\widehat{2}$ 鹿苑院の入道のおほきおとゞ とかや。されどかく御まいりのたびには。こと更に式月にとげらる、事も。 には、「此祭禮は。 参詣に同行した姉小路基綱の仮名記 ちかくは霜月にのみをこなはれて式月なる事もまれなる 〔義満〕の御まいりなどより代々の御事にもな 『春日社参記』 (『群書類従 神祇部

古式に則ったものと評価しようとする基綱の意図がうかがえよう。 日であった九月(十七日)を「式月」と見做し、義政ら歴代室町殿の参詣を むこゝろにもかなひぬらんかし。」とある。十一月開催が定着する以前に式 きまいりつどひて。 りぬるにや。誠に和光同塵は結縁のはじめとなむ申侍れば。かく高きいやし けふのたうとさをあふぎかしこみ奉るは。なほ神のおほ

九三年)。なお、この年は春日祭も延引している。 朝倉弘 「応仁の乱における大和国人衆の動向」(『奈良県史』十一、一九

3

- $\widehat{4}$ 法藏館、二○一四年、初出二○○八年) 幡鎌一弘 「春日若宮祭礼の祭礼日と頭役制の変遷」(『寺社史料と近世社
- (5) 若宮社の神人組織については、松村和歌子 (『奈良学研究』三、二〇〇〇年) 参照 「春日社社伝神楽の実像」
- 6 記 なお、同書解題によると、 として収録予定であったが、 当初は本史料も併せて『春日若宮拝殿方諸日 事情により採録できなかったという。
- 7 【2丁オ】にみえる「沙汰人清光」の可能性が高い
- 8 都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年)参照 大行事職については、梅田千尋「興福寺大行事職考」 (勝山清次編 南
- 9 九四年、を挙げておく 研究』一〇—一一、一九六五年)、同氏執筆の『奈良市史』通史編二、一九 代表的なものとして、永島福太郎 「足利将軍家の南都巡礼」(『大和文化
- 注文 <u>10</u> 途中のため除く。 ものでは『東寺百合文書』、 記』・『春日社参記』・『足利家官位記』(以上、 軒日録』・『親元日記』・『親基日記』 管見の限り、刊本では なお、奈良県立図書情報館架蔵『春日社所蔵史料』(写真帳)等は調査 (以上、 国立歴史民俗博物館所蔵 『大乗院寺社雑事記』・『大乗院日記目録』 『義政公春日社参奉行記』・『南都御下向人々宿坊 (以上<u>、</u> 『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』 『増補続史料大成』)、『長禄寛正 『群書類従』)がある。 未刊の

表示した。

11 世武家政権と政治秩序』 金子拓「室町殿南都下向をめぐる負担―贈与の構造と「御礼」―」(『中 吉川弘文館、 一九九八年)。

12 十九日条に、「武家御師」として「刑部大輔師淳」の名前が確認できる。こ 人物が該当する可能性があるが未検討である 奈良県立図書情報館架蔵『寛正五年記』(『春日大社所蔵史料』

Ξ

本稿は財団法人阪本龍門文庫所蔵『春日若宮拝殿方諸日記』 刻したものである。 一を翻

改行は原則として原文通りとした。一行分の字数を超過した場合 漢字は「躰」・「粮」など一部の例外を除き、 体を用いた。 原則として通用の字

のみ次行に送って記号(」)を付けた

原文には読点(、)と並列点(・)を適宜付した。

塗抹などにより判読不能な文字は■、欠失部分は□や []で表 訂正は、 示し、見せ消ちは抹消文字の左傍にくを付した。重ね書きによる 元の字が判明する場合は右傍に〔× 〕を付した。

追筆と考えられる部分は(追筆) 『』で表示した

各丁の冒頭には【1丁オ】【1丁ウ】のように丁数を表示した。

人名やカタカナ部分の漢字表記など、内容説明は傍に()で

校訂に関する注記は傍に〔 〕で表示した。

包紙

墨附

三十一 張

寬正六年四九月廿 日

公方室町殿御下向日記

若宮拝殿方諸日記

表紙

寛正六年配九月廿 Н

公方室町殿御下向日記

付祭礼之時日記

若宮拝殿方諸日記 花押

付祭禮之時日記應任元

【 1 丁 オ

御下向御マウケノタメ寺門ヨリ国中ヱ反銭ヲ

在所ハ酉年ハ百文宛弁也、 国平キンニ御切アリ、 就之未年百文沙汰アル 反銭御フレハ同

酉年五月六月ヨリアリ、 万事寺ノ学侶廿

人ノ沙汰人毎日唐院ニテ御会合アリテ

御始行アリ

御拝殿八乙女衣ノ事、 餘見クルシキ間、 寺門ヱ歎申

ル、ト井ヱトモ、先規ナキア井タ、サタアルマシキ

ヨシ申サル、サル間拝殿ノ儀ニハ寺ヱ御メニカケテ、

【 1 丁 ウ

ミクルシクトモ着シテワタルヘキニテ候ヤト、シヤウ(数

モタセラレテ見セ申サル、ト井ヱトモ、寺ヨリ ソクヲ二具唐院ヱ沙汰人清光ヲ奉行ニテ

サタシタル例ナキトテ其無沙汰モナシ、然間元 ノシヤウソクヲキテ馬ノ上八人・八乙女ハワタラル也

公方ヨリ御神楽新拝殿方五十貫文在之、コレハ

御参社ノ時御神楽新也、 然ヲ拝殿ヨリ京都ヱ

夫ハ助四郎カ子ノ次郎也、 先旦二人

兼而請ニノホル、

此時ノ使ハ彦太郎也、

コレハ中者也

同九月十五日ヨリ上洛アリ、然ニ公方ノ御師

2 丁オ

積蔵院ノ西殿ノ代官大野木ノ新衛門、

折節西殿ノ御弊析可請申タメニ在京ナル間

彼新衛門方ト彦太郎京ニテ申合テ可

請取ニテ色々申合ス、□□請取ハ折節兵部

大輔在京ナル間、彼兵部大輔ニアツラウルナリ

請取ノ案

春日社参惣用内、 為若宮御神楽析

五千疋可被下行沙汰人清光由、一位

大納殿御奉行所也、 恐々謹言

2 丁ウ

九月十二日 忠弘奉(書田)

飯尾左衛門大夫殿

袖書ニ奉行所書出 此五十貫文事、 彼以要脚内可被

下行也、九月十四日 之 (飯 尾) 判 為 (飯 尾) 判

但奉行書ハ此方ヨリワセス、請取ヲワタセハ

御蔵正實房

ソレニ名判ヲ加テ出ス也

【3 丁オ】

新衛門ト彦太郎ト井、アワセテ弐貫文ノ

折帋ヲ沙汰ス、 此内一貫文ハ奉行左衛門大夫、

貫文ハ正實房ニ沙汰スト井ウ、ヲヨソ此

-201 -

サタアルマシキコトナレトモ、 御神楽銭ハ、サタマレル儀ナル間、 トテ如此沙汰シ早、 一貫文引之 軈而彼五十貫文之内ヲ 今時分ナルホトニ 如此ノ折帋ハ

【3 丁ゥ】 彦太郎カ粮物ナラヨリ五百文御モタセアリ、

同日ニ下ル、 彦太郎ト次郎トワ同廿一日公方様御下向 悉下行アリト井ウ、去程ニ此析ヲ請取テ 析足ヲ次郎マツ七貫文其日持テ

仕立、十五日ヨリ廿一日マテ間也、

但新足ハ廿日ノヒ

夫ニテ二人ノ分ニ同京ニテ二人シテー貫文

クタル、 夫ヲトリニノホスル、 残四十貫文ヲハ京ニ預ヲキテ同廿三日ニ 四人ノ内拝殿ヨリ三人、三方ノ

弐百文宛、カ井析三人ニ六百文ナリ、 座ヨリー人ノホセラル、 拝殿方粮物一人別二

【4丁オ】

三方ノハ三方ヨリ下行セラル、 十貫文井ツヘキナレトモ、 以前ノ折帋ノ代ト 十■三方へ

〜分ニ六百文、三方ノ分ヲコレヲヒカヱテ残

彦太郎在京ノ間ノ雑用ト一貫文ト合三貫文

四十七貫引ナレトモ、 九貫四百文出旱、 残拝殿方ノ支配事 析足ヲ三貫文借タシテ

> 時ノナレトモ、 五十貫文引也、 析足廿三日ニ到来スル間、 廿四日、

【4丁ウ】

支配ナリ、

サレトモ番神人ハ廿二日ヱユクナリ、

御下向廿一日ニアリテ御宿坊ハ一乗院殿ナリ、 同廿二日夜、 自延年アリ、 同廿三日夜寺ノ御祝

延年アリ

社頭ノ式儀兼而修理共アリ、 拝殿ヨリ御サシアリ、 白土以下ハ寺門ヨリ 拝殿方タ、ミハ

ツケサセラル、 廿二日御参社ノ時ノハレ之屛風ヲハ

柚留木ノ新殿ヨリ御申アリテ、 東北院殿ニテ

双御カリアリテコレヲヒカル、

軈而同夕返進ナリ、

廿二日御社参ノ次第、二鳥井マテ手コシニメサ『居』(奥) **祓殿ニテ御師西殿御祓ヲメサル、西殿ハカムリ・ソク** 藤鳥井ヨリ慶賀門ヱ

御イリ、 タ井ナリ、 御ケ井コ衆藤鳥井ノ内ニ左右ニヒシト(警暦) 五位ノ方ナリ、

金ツクリー揃アリ、 大宮殿御参後、 若宮殿モ シハ井ニ着座ナリ、

御神馬両社ヱ一疋ツ、御ハカセ

アリ、 御マイリノ時、 テノ時分ヨリ拝殿ノ御神楽ハシマル、マツ万歳 御座ヲ御立アリテ拝屋ノ軒ヱ御出アリ、 拝屋ニ御着座ナリ、 ヤカテ御奉幣

然ニ此御神楽ハ廿二日御神楽ノ

-200-

楽ヲ十聲ハカリハヤシカケテ、 其後軈而

御

[5丁ウ]

奥ノ座ニカシコマリテシコウス、拝殿ノ御師慶千代候也、 (※ 條) 八乙女ニウツルナリ、 拝屋ニ御着座ノ間ハ神楽男モ

其外ハ拝殿方コトナル子細モナシ、御舞ナントモナシ、 拝殿ノ東ノクツノキヱ御出アリテ御礼之儀式アリ

御祭礼馬場ノ式儀廿六日御出仕、黒白木ノ御所ハ

馬場ノ道ヨリ南ツラニ御社ニ向井ア井テ

面七間・奥ヱ五間ナリ、 雑掌所東ノ

ツラニタツ、其外諸大名ノ座敷■白キ御ウシロ

クロキノ南ウラヱムケテ立、

[6丁オ]

廿六日御出仕巳時ノ時分ナリ、拝殿方御馬上ノ ^(×±)

ワタリワ早朝ナリ、馬場ノ御出仕ハ先御代ハ

御車ニテ御出仕アリトイヱトモ、 御カリアルヘキ

方ナキ間、御子ノコトク御コシナリ、 (興)

マツ拝殿方祭礼ノ式儀シルス、廿五日御精進湯立アリ 同廿五日西廊ヲカコウ、中者ノ役ナリ、当年ハ

コヤニテ杉坂ヲカリテカコウナリ、

廿六日暁御出、 御後夜ナレハ御出アリ、 時剋ニ拝殿

カウシアカル、馬場殿ヱ御出アリテ御殿ヱ御ウツリ

【6丁ウ】

別会ノ御幣マカル、ヤカテ拝殿方ノ出仕ノ舞ノ カアレハ、ヤカテコモ・御カウロヲマイラスル、其後ヤカテ(薦)(香炉カ)

シク、神楽男床ハ西方ニ板ヲ三枚ツ、三ナカレ敷、 床ヲ六キヤクシク、アラ床東三キヤク南ニーキヤク

但出仕躰ヲ、ケレハ四ナカレモシクナリ、何ノ座モサシ ムシロヲシク、コモリノヤクナリ、御出仕アレハヤカテ(鱸)

コモリ方ヨリ酒肴ヲカク、小酒肴十坏、カリカ子

座敷ヱカク、其後御神楽アリ、御神楽ハツレハコ酒肴(少) 酒肴二坏、瓶子一双、テウシ、上サケ一具、小カワラケスコシ(銖子)

三坏、 カリカ子酒肴一坏、三方へ出ス、酒一瓶、子カワラケ少出

7 丁オ

小酒肴六坏、御神楽男ヱ引次第、沙汰人一坏、老方・勾当一坏、 同

臈一坏、 同ツラノ神楽男分一臈ヨリ一坏ツ、、然間老方ハ

清冨一坏、但平神楽男ハ不参ナレハ、ツラ分ハマイラス、 上ナレハ、ツラノ分ヲモトル、一臈神楽男分一坏、二臈安秀一坏、

老方分ハ不参もマイル、残小酒肴一坏、カリカ子酒 肴一坏ヲ当座出仕ノ躰、祝モアマルワ中人ノ中ヱ出

酒ヲ当座給了、馬場ヨリ返テ沙汰人ト上殿ト

トリ出スモノナリ

廿六日夜願主方御神楽次第、当年井ヌ井ワキナリ、 (乾 脇)

[7丁ウ] 平田二キノ内、万歳北角殿・高田今井殿ナリ 九キノ内、井ヌ井ワキ五キ、ヘクリノソフノへトノ、(輪) (平群) (曽歩曽歩)

散在二キノ内、 奥田殿一キ、 今一キワカケ畢

当年析足マイル分、井ヌ井ワキ五キニ百貫文、奥田五十貫文、 合八キナリ、送物注文ニアリ

此内三方へ五分一出了、懸物ハ不出ス、析足斗リナリ 北角殿二十貫文、今井殿二十貫文、合百四十二百十貫文、

三十貫文柚留木殿ヱ借物ニ弁、残ヲ支配也

当年百八十貫文支配ナリ、此支配様ハ

[8丁オ]

別帋注シテ単帋付テヲクナリ

御拝殿ノ道ノサウチワ忌部庄ヨリ夫ヲ ^(掃除)

コ井テサスル、此時一度ハ二人、一度ハ四人也

両度沙汰スル

廿六日、奥田殿ヨリ垸飯一員マイル、コレハ筒井殿ヨリ

助成ナリ、 然ニ菜四種ナル間、 不足ノ由筒井殿ヱ

問答ヲ井タス、下カ六種ヨリヲトリタル事

[8丁ウ]

ナク候間、 四種ハアマリニ無勿躰候由申ト井ヱトモ、

返答二御トリ井リナキア井タ、 井マノコトク

ソノ分ニテト承御ワヒ事ナル間、 マツソノ分ニテ

> 此内ヲ三方へ五ニ一出了、然ニサイ四種ナル間 無沙汰ナリ、 更二以後ノ支證ニタツへカラサル者也

汁ノマテ取合テ五分一ノ分ニ一出了、

垸飯ノ子リト大瓶ノ上ノ倄トワ代ニナシテ

其内ヲ五分一出了、上ノワタワ百文ニタテ、

五分一二十九文出シ早、

[9丁オ]

ススス▼一何も酒肴ノハリキヌワ代ナシテ

惣物ニ御ツカ井アリ、ワタモヲナシ、

酒肴ノ上ニ扇アレハ、老方上ヨリ一本宛メサル、

然間数アレハ三本神楽男へ出、コレヲ沙汰人一本

包当一本・一﨟一本トル、此時モトリ早

尚モノコルハ八乙女ヱモマイル、

大瓶ノ口裹ハ惣一殿ヱマイル、杓ノハリ物モマイル、

タイマキタルヲヒワ惣一殿ヨリ一スチツ、メサルヘシ、 若二アレハ宮一殿ヱユク、三モアラハ左一殿ヱモマイル、

9丁ウ

垸飯ノ下地折ウトワ惣殿ヱマイル、ニモアレハ

匂当ヱマイル、汁ハイクツモアレ沙汰人ト匂当トシテ 宮一殿ヱマイル、 汁ノ下地折ハ沙汰人給ル、ニモアレハ

大瓶ノ下地杓ハ上分ヱマイル

菜ノ下地ハ神楽男ヱ出、 一﨟ヨリヱリテ

分ヲモメサル、ソレヨリ次第~~ニヱリトリ、但沙汰人モ メサル、 一﨟分ニメサレテ、マタツラノカクラヲトコ

匂当モツラノ神楽男分ヲモトルナリ、

[10 丁オ]

夜宮水榼ノマイル分酒トモニ

上分一折敷餅一束 物一殿榼一、宮一殿一、

左一殿一、右一殿一、権一殿一、匂当一、一 腐一、

沙汰人一、但榼ハ上分斗リ榼共ニマイル

残ハ皆酒ヲアケテ榼ヲハ御返シアリ

大略アキタルヒクル時、 御■ン■ニナル

腐・沙汰人・匂当ハ、アケテマイラスル

アキタルワ上ヱヒク、御常住ヱモアレハ引之、

10丁ウ

神楽男ハトラス、此代ニスシヲケヲ神楽男ハ

トルナリ、上ヱハマイラス、鮨桶引事

沙汰人ヨリヱリトリ、沙汰人トリテ匂当

臈ヨリ次第ニメサル、一臈ハ一臈分ト神楽

男分トメサル、沙汰人・匂当モツラ分ヲモ

マタハナカヱリテイセンノコトクトルナリー(鼻) トルナリ、一反トヲリテナヲアレハ

【11丁オ】

タル仕事、 見圓房ニ榼一・金鳥一、 コレハ社頭作事

> 奉行ナル間、 自然ニ■■拝殿ナントノ修理ニツ井テ之儀也

| 倩屋へ榼一・金鳥一、コレハ御祭礼ニカケキヌマタワッカマア

酒肴ナントノ賄ヲミスセテ代ヲサメルニヨリテ也

湯名ニ榼一、コレハ酒ヲケテタルヲハ御拝殿ヱマイラスル、

社殿ノ楽頭ニ鯛一懸、析足三百文、ヲシキ餅一束下行、

拝殿油売ニ菟一耳下行、 長谷之藤次郎カ跡

番神人ニ榼一、但酒ヲアケテタルヲ拝殿ヱマイル、

[11丁ウ]

廿六日夜宮ノ日、 願主参社時拝殿ノ次第神楽

アケノ兒ワ御拝殿ヱ吊リタマウ、サタ人シナンノ申、

東座ニヒサマツキテ弓ヲツカヱテ御神楽間井タマウ、

願主人ワクツノキニ立テ井マウ、御神楽次第

禄ノ神楽アレハ御八乙女立ナリ、禄代ナレハ下ワ

五貫文ナリ、本式ハ賄ソメモノナリ、八乙女方八

神楽男方五也、 禄ノ神楽ナケレハ祭礼ニカキリテ

願主一キニ舞一番アリ、一番別ニカケキヌーアリ、 御八乙女ハタ、ス、タ、御ウラ一番斗リナリ、

12 丁オ

大略ワノシメ子リナントナリ、

此時禄神楽、 奥田殿五貫文・ソフノへトノ貫文・

高田今井殿五貫文・北角殿ハ禄モナシ、ウラ斗リ

懸賄、 当年ワ八キニ八アリ、 コレハ廿七日馬場ヱ

御出仕ノ御番衆十人シテメサル、

当年御番御人数之事

御南座 春若御前■の あくり御前

春藤御前 藤千代御前 慶若御前

慶藤御前 春き御前 ^{北坊} い袮い御前 若松御前

御北座

あか御せ これハはなかへるなり (鼻)

[12 丁ウ]

裙ハ北方慶藤御前へまいる、

房ハ七人目御八乙女宮一殿 明年ハ八人女西殿へ可参也

懸衣八、代八貫七百五十文アリ、此内ヲ廿六日ニ

当年ハ南ニ四番、 御舞テニ舞一番ニ百文ツ、マイラセラル、 北二四番、 御舞方へ八百文出了

此時御舞南座ハー人、 梅■御前四百文メサル、北ハ二人、

十人シテメサル、御番衆ニ人別一分ニ七百八十七文宛也

袮、しやう·春千代御前!

二百文宛メサル、残七貫九百五十文ワ

[13 丁ォ]

此御番衆之内、 自然御番ヲカ、ル、時ハ、 其躰ハ百日ノトカナリ、

御給物廿六日ノヨリ百日ノ間ハ沙汰人コレヲタマワルナリ

懸倄ハ当出仕馬場へ御出之御カタノ〜ヱメサル、也

(一行分余白

郷御子ニツイテノ日記、 西天満三人シテ各度ニ渡

人堂内ノ御子・一人十輪院ノ御子・一人ハシハツシノ御子也

然ニ当年九月御祭礼前廿日計サキニ、堂内ノ

御子ノ男死去ス、当年渡番也、去程ニソノキワ

13 丁ウ

マテワ精進ヲヒカエト井エトモ、 男ノシヨクヱナル間(触 穢)

次座ハ十輪院ノ御子ナル間、 シヨクヱノ上ハ十輪院ニ

御ワタリ候ヱト申サレトモ、 十輪院ノカ申様ハ、

タト井男ノシヨクヱナリトモ、代官ノ立テ沙汰アルヘキ

□返答ヲイタス、去程ニ堂内御子松之在所へアカリョン。 テ申様、 シヨクノウヱハ次座サシ候ヱトモ、代官ノ立テ

懃仕ヨト申候、ケカレニハ代官モ不立次座ヱサシ

カヘハトカク申、 御拝殿ノ代トシ次座ヱ御サシカヘト

申間、 十輪院ヱ申セハ、 ヱ沙汰スマシキヨシヲ

申間、 此方之儀ニハ、サラハ先規御子ノ中ニ

シツケタル様ニサタアルヘキ由ヲ申間、

御子ノ

14 丁オ

沙汰トシテ、ツイニワ次座ヱサシツムル間、

御子ニワカニ馬ニノルナリ、 然ニ彼御子ノ在所へ

沙汰人ト西天満ノコノカウヘト同道シテ御榊ヲ

指也、 一本ツ、二度ニ指申カ本式也、 サレトモ

時ニ初献ニ三スヱサカナホウソウニテ酒ヲモリテ タ、一度二二本御指タテト侘申間、 度二指申也

其後メシヲスル也、 又御祭礼廿七日ノ渡スキテ軈而

15 丁ウ

又散米ノコメー升ハカリ沙汰ス、コノカウへ之料足五十文□、郷 御榊ヲアクル、 沙汰人方ヱ析足二百文、米一斗クロマメ、 此時又ホウソウスヱサカナニテ酒アリ、 ウワムシロ一枚

【4 丁ゥ】

廿七日馬場ヘノ御出仕人数十人、 御輿十廷也

然ニ往古ハ祝ノ御■路ノ御役也、 然ヲ

宛メサル、也、 近年輿一廷別ニ拝殿ノ公物ヲモて百五十文 御八乙女八人・馬上ノ衆一疋別ニ

二百文宛公物ヲメサル、 是近年新儀也

何モ先規ハ御祝ノ役也、 合馬輿ニ惣物

三貫百文入者也

馬場殿ノ御出仕、 白木ノ御所ノ南ノ方ヲ

御通アリテ、アクヤヱ御入アリテ、ソレヨリ

【15 丁ォ】

馬場ヱ御出アリ、御子舞・ランヒヤウシ常ノ

コトシ、日使馬タシノ橋ノ時分ヲ上レハ

御退出アリ、 行烈次第

番日使、中門口ヨリ入テ御殿ノ

東ノツラ北郷ノ座ノ前ニタ、スム、

次伶人、馬場ヲ東ヱ馬ニテ渡

次郷御子、 次本社御子

郷御子前二馬場ヱ出、先達太郎左衛門殿也

白木御所ノ南側ヱ出テ東ノカリヤト柴

垣トノア井ヲトヲリテ中門ヨリ入、郷御子ハ

東ノツラヲワタル、 本社ノ御子ハ後陣也

沙汰人先達ニテ西ツラヲワタル、何もサシ

タ井タ井コト南郷ノ座ノア井ヲトヲリテ出、 (大 太 鼓) ムシロニ着座アリ、 軈而タチテ西ノ■

本社ノハ御殿ノ御後ノカコ井ノ内ヱ御

退参ノ時ハ本社ノ御子前也、

郷ハ後陣也

イリアリテ御トヲリアリ、シハツシノ間也

16 丁オ

請次、 料足ヲ人別ニ三十文宛帋ニ

ツ、ミテマイラスル、コレヲ彦太郎請取也

御伝供上役若宮方也、 時ノ出仕ノ

老次第二御弊・散米二御マイリアリ

四臈清種御マイリアリ、 御弊ハ東ニ立、 当年御幣ハ一臈清延、

散米ハ

散米ハ西ニ立、 左右ノ■■奏楽アリ、

御役者ハ常コトシ、社家モ子キモ、(羅第)

16 丁ウ

公方御下向之時ニカキリテ、出仕躰悉大口

ヲ長袴ノ下ニ着也、 袮宜ノ日中ハ

常コトクイツモノ在所ニニテアリ、

出仕ノ躰カワリテ日中ヲツカウ者也

黒白木ノ御前ニテ猿楽も田楽モサカリ松

ノシタノコトク祝言ヲ申也

公方ノ御退出ヤフサメノ後也、

[17 丁オ]

廿七日御還御々時、拝屋ニテ大コ・カ子ヲウツ、

本殿ヱ御ウツリアリテ、ヤカテ御拝殿ニテ

御八乙女立アリ、 同御舞モアリ、

切テ、汁トヤキ魚トニシテ夕飯ノ

廿七日御拝殿御精進落ニ鯛ヲ六懸斗

汁菜ニナル也

一市ヨリタコヲメサレテ御肴アリ、同日(蛸) 同豆飯アリ

17 丁 ウ

廿八日次第

廿八日ニ饗アリ、饗米御拝殿ノ下用舛ニ

五斗、 上殿請取テ沙汰アリ、木■マテ、

鯛八懸斗調、汁と焼魚と生スと

三色沙汰ス、饗面見参ニマイル、但廿六日ニ

御参衆ハ御常住モマイル、是ハ廿六日ノ

饗ナリ

18 丁オ

酒引事悉之、榼アケテ挑子ニーツくへ

引之、但廿六日ニ御参ノ衆ハマイルナリ、

老方ハカタアリ

生板之次第、沙汰人ヨリ一色ツ、ヱリテ、

アマルワ鼻返テ沙汰之

末マテー色ツ、ヲシトヲシテ沙汰アリ

鯛ノ中肴十枚ニアマレハ六枚上ツ■へ

一枚ツ、マイル、

18 丁 ウ

金鳥ヲハ勾当殿ヲロシテ腹ワタト男鳥

〜頭トヲ勾当殿メサル、

菟沙汰人皮ヲムキテトウト皮頭トヲトル、 (刷)

但頭ハ十分沙汰人トリテ其外ハ神楽男

上ヨリヒク者也、菟一耳油売ヱ下行、 ノ中ヱ出、 上ヨリ引之、何も頭ニハ一色ツ、

廿九日ニ金春大夫参テ法楽ヲ仕ル

下行次第、御祭礼之榼酒ヲ一荷ト

19 丁 オ

鴨一番ト鯉二喉ト新足一貫文ト下行、

能次第、 脇放生川、二番目新朝永、

三ニ横山、 四ニヤウキヒ、五ニ岩舟、

-194 -

晦日、 白木・黒木之御所ノ盛菓子二合

御拝殿ニマイル、臺ハ同心ニ参ニヨリテ

合ツ、上分ト惣一殿メサル、 餅ハ当日

御参アリタル御人数ハメサル、 御ハツラヒキ也

[19]丁ウ]

御拝殿諸下行次第

沙汰人御恩五百文、時ノ一臈報役析足

貫文、但報ヲヱ御ワチナケレハ、老ナレ共

サウチ五百文、ウハ三百文、(掃除) 未ヱコシテ打之、中者御恩一貫文宛

(以下余白

20 丁ォ

応仁元年亥三月十六日、若宮御祭礼アリ

コレハ戌年ノ霜月御祭礼延引アリテ、三月ニアリ

十五日御精進立アリ、元ハ沙汰人ノ在所ニテアルヲ、 近年

若宮神主殿ニテアリ、 御子ハ塔内ノ御子ナリ、

御布施三百文在之、御湯ノ時入物カウムキヲニカフ、

酒五升ハカリシトキ、 米三升ハカリ、柴薪一荷カマス、

各ハ慈仙箱ナカラ、今ハコフ一巻・串柿一は、御湯之後(毘布) 献一 サシ

同日、

アリ」

西廊ヲカコウ、

20 丁ゥ

願主当年六騎、 長谷川三騎、 当年法貴寺

岸田殿也、 中長河狭川殿、 此狭川殿ハ

此代ヨリ初テ長川ノ願主ヲ沙汰アリ、

散在鳥屋殿・市谷殿也シ、合六騎ナリ

御神楽銭参分、

百五十貫文狭川殿、百貫文鳥屋殿

五十貫文長谷川岸田殿、 十貫文市谷殿、

合三百十貫文アリ、 此内三方ヱ五分一出早

『六十二貫文』

残ル二百四十八貫文ヲ五十貫文柚留木新殿ヱ借物ニ弁

支配ハ二百参十五貫文ナリ、百八十四貫文ナリ、

21 丁オ

然二、タラヌ新候、御常住五分二廿文タラヌヲ、 惣銭ヲ

四貫八百文コレヲタス、 『コレ御人数大勢御座アル間、

御常住五分タラヌナリ、 此御一分地蔵御セ』

送物ハ注文ニ在之、

・ へくくくくくくくくくく
十六日願主夜宮マイリアリ

狭川殿垸飯一具アリ、 菜六種斗、 種大瓶 銚子鍉

一、具代五百文在之、

垸飯当日ニヤフル 菜六種之内、

折共三方へ出、

垸飯ノ子リワ

鳥屋殿垸飯一具、狭川殿のト同

21 丁ウ

シルノ小袖・大瓶ノ青練貫ハ代ナシテ惣物ニ御仕アリ

- 193 -

文宛、」

22 丁ウ

但三方へ五分一代ニテ出、

残ル菜モハシタニノコルワ代成テ、

モ 三方へ五分一出了、垸飯上ノワタワ上ヱメサル、大瓶 タルニシキモ惣一殿・宮一殿メサル、下ハ上分ヱマイル、大瓶ノ下(錦) 宮一殿一メサル、当年二アル間、 クチツ、 ミワ惣一殿ヱメサル、チユ井イノヲヒトモニニアレハ(裹) 宮一殿モメサル、ヒサクノハリ

上分ヱマイル、 **垸飯ノ下ハ惣一殿ヱ折共ニマイル、ニアレハ宮** 殿

マイル、 汁ノ下ハ沙汰人給ル、二アレハ匂当殿メサル、

アラハ一﨟ヱモマイルヘシ、菜ノ下ハ神楽男ヱ汁

引ツキニ一﨟ヨリマイル、一﨟ヨリーツ、、 但一﨟分トツラ

[22 丁オ] フントニメサル、沙汰人モツラノ匂当モ、ツラノ神楽男分ニ

ヱノヲヒワ上ヱマイル、汁ノ上ニアウキアレハ沙汰人一・^(柄) 沙汰人ヨリトルナリ、大瓶ノタイノヲヒ・ヒサクノ

菜ヲリヲモトル、末マテ一ツ、、トラレハ、マタハナカヱリテ

禄御神楽、 五人神楽二貫文お四百文宛、十三貫文之時ハ十三人平分ニ 狭川殿十貫文在之、八乙女八人一貫文宛メサル

包当一・一臈一、三八出上ヱモメサル、

鳥屋殿五貫文在之、五百文宛八人八乙女分、一貫文五人神楽男二百

貫文宛トル

願主参社時、 神楽ナケレハ御祭礼ニカキリテ御ウラハカリニテ八乙女ハ不立 禄ノ御神楽アレハ御八乙女立旱、

願主一□別ニ御舞一番ツ、アリ、一番懸倄一ツ、、アリ、 此時長谷川ハ禄ナキ間、 御ウラハカリナリ、 市谷川同

当年ハ皆ノシメナリ、 然ニ長谷川ノ懸倄ノ紅梅

ミルニ半ツ、アル間、 ヲハヤシテカタノヘツ、アリ、当座ヱ見付ス、 一ナカラアリ、 サル程ニ御拝殿ヨリ 後コレヲ

願主岸田殿三御祈主坂口ノ勘解由方シテ

、ケラル、間、 アヤマリタル事ニテ候トテ

コレハ半分ノフン一ナカラノ代ナリ、サレトモ御拝殿ヨリ ワヒコトアリ、 シカル間代ニテ二貫文沙汰アリ

、儀ニワ、 以後ノ引制ニニナラヌヤウニトテ、 本式

沙汰アリテマイラセラル、、三人ノ名判在之、 紅梅三マイラセラレタルフンニテ則請文ヲ御拝殿ニ

状ヲハ御拝殿ノ小箱ニイレテヲカル、、あんハ此単帋ニ

当年ハ八貫二百文ニウラル、、 市ニテウリタル新候、 ユイツケテヲク、 猿程二此紅梅六ヲ代ニナサル、 一貫文ハ願主方ヨリノワヒ新候也 但此内五貫六貫二百文ハ

合八貫二百文在之、

23 丁ゥ

然ニ此内夜宮日願主参ノ時、 此八貫二百文ノ析足、場馬殿ノ出仕衆十人シテメサル、 六キニ六番アリ、 此舞テ一番ニ百文ツ、マイラセラル 舞キカスニアリ、当年ハ

当年ハ祢々上二番・春千代御前四番舞給フ、コレヱ 八貫二百文ノ内ヲ引テ残六百文引テ、 残ル七貫六百文ヲ

一御人数、 ススススス 御南若松御セ^{白土殿ノ} くくく さくく

御人数

南 北

若松御前

あて御前

春寿御セ

春^同福

場馬出仕十人ヱ支配、

一人別ニ七百五十八文宛ナリ

■王御セ 阿古〃 春末殿 藤梅〃 あいとく御セ

24 丁ォ

願主方神楽時アケノ兒ハカリ御拝殿ヱアカリタマウ也 房ハ御八乙女八人目梅王御セヱマイル、 今度ハ惣一殿ヱ可参、

上分一、惣一殿、宮 夜宮日老方榼引事 一殿、左一 殿、右一殿、権一 殿

アケテ御マイラセアリ、上分ノ榼ハソノマ、返ラス、「×スハ

匂当、一﨟、沙汰人、各一ツ、、、

但榼ヲハ

24 丁ゥ

榼下行方、 上分ヱハ折敷餅一束ツク、 上ノ榼ハアキタル引時■■、ニナル、 見円一・ 鳥一 賄屋榼一・鳥 一 今ハ高間キヌヤ コレハ場馬物代サンヲスルフン、

御拝殿楽頭榼 鯛 一枚・新足三百文

> 湯名ニ榼一、 番神人榼一、 コレハ酒ヲアケテタルヲマイラスル、 コレモタルワカヱル、 如此タルトモ

御拝殿ヱアキタルト、ノイテ引アキタル引事、

惣一殿ヨリ老方権一殿マテマイリテ、八乙女方マイリテ、

[25丁オ]

御常住両座タテワケテマイル、 マイル、 神楽男へハマイラス、榼ハマイル所マテアリタケ、 但榼ハ上ヱハカリ

榼酒ハアケテ各支配、

但夜宮日御マイリアリタル方

十六日後夜ナレハ大明神場馬殿ヱ御出御アリ、 様ヱハマイルナリ

拝殿衆御トモナリ、

御ウツリピアレハ、ヤカテ御燈マイル、 ヤカテ別会ノ御奉幣アリ、 然ニ場馬殿ノ御祓ヱ御祓殿 拝殿方出仕常敷ハ 神主殿御出仕アリ、

25丁ウ

大庭之床ヲシカセテ御出アレトモ、当年雨下間、

東ノ握屋ニ床ヲシカセテ御出仕アリ、 当年ニ

先規也、子守方ヨリ舞六キヤクシク、アラ床 カキラス雨下ル時ハアクノヤニテ御神楽アリ

二却シク、 、時は神楽男ノ床ヲ南ニシク、何モ指莚ヲ敷 神楽男床板三ナカレシク、但アクノヤ

御出仕アレハ軈子守方ヨリ酒肴ヲカク、

鴈金酒肴二坏、

小酒肴十坏、

瓶子一双、

<此<
<内
小

-191 -

カワラケスコシ、 銚子鍉ソウ、 コレヲカキナラヘテ

軈御神楽アリ、 御神楽ハツレハ三方へ出ス、

26 丁ォ

ノコルカリカ子酒肴一坏ト小酒肴一坏トヲ当床ヤフ(雁金) 金酒肴 二 坏、 小酒肴三坏、 瓶子一、 カワラケ少シ出ス、

残少]酒肴六坏ヲ、 沙汰人一坏・匂当一坏

リテ神楽男・中者共ニ祝、

上ヱハマイラス、サケヲモ祝

く﨟 髙ハツラノ神楽男分ヲモトル、 老方外

髙二坏·安秀一坏·清富一坏、

但沙汰人・匂当・

拝殿トシテトリ出ス、 同日場馬出仕ニ出、 当年

26 丁ゥ

雨リタルニヨンテ各スカリキヌニ大カタヒラヲカサ子テ「ラ脱ヵ」 (帷 子) 出仕ヲスル處ニ、寺門ヨリ何トテウラウチヲハキスシテ

スカリキヌヲハキルソト仰アリ、 袮宜ノコタヱニワ、

加 様ニ雨下リ候時は先規モ如此候之由申開間

罪ヲモヲコナワレス、 向後ハチヤクスヘキヨシ下知ナリ、

御八乙女八人馬上早朝御渡アリ、 東ノツマニ大行事殿ヨリカコイヲ御沙汰アリ、 南大門ノ石タンノ上 マクヲ

場馬殿ノ御出仕十人ナリ、 テヒトエムシロヲシカル、 先規ハ御車ナレトモ 諸行烈ト、ノヱ ハ御ワタリアリ、

27 丁オ

アクノヤニ御出仕アルヘキ所鈴人 方ヨ楽屋ナル [命 以下回] [7 覧か] 近代ハ御コシナリ、 去程ニ暁ノコトク雨下ル間、 間 東ノ

出仕アル間、 シカルヘカラサル由申サル間、 其子細ヲ若宮主殿御代官方へ此由 先規モ雨の時ハ握屋

申入ル、間、 先規カクレナキ由ヲホセラル、ホトニ、

別会ヱ申入候之間、 其分ニテ往後ノコトク

辺ヲ上ル時、 アクノヤニテ御神楽ヲ行ル、日使馬タマタノハシノ 場馬出仕ノ躰ハ御タ井出ナリ

行烈ノ次第 番日使 次鈴人 次御子

先日使アカリテ御殿ノ東方ニ立、 軈而御伝供

27 丁ゥ

マイル、 御伝供ノ後、 鈴人、 次御子、 然ニ当年雨下ル 間

場馬事外道ワルクテトロナル間、 如此ニテワ白拍子ノ

フミコマルヘキ間、 加様ニテワイカ、アルヘキニテ別会方

『此時ノ別会ハ蓮花院春圓房ナリ』

ヱ申ワ、 へト申間、 道事外シルク候間、 本社ノ御子ハカリノ方ニアユヒノ板ヲ アユヒノ板ヲシカセラセ

シカル、、 板ノキワマテワアシタナリ、 常ノ時ハ白スニ

其上ニサシムシロヲシカル、 サシムシロヲ左右ニシカル、トイヱトモ、 東ハ郷御子、 西ハ本社ノ御子、 シルキ間床ヲ敷テ

郷御子先也、 本社ノ跡ナリ、 郷 ノ御子ノ先達太郎左衛門殿

本社ノ先達ハ沙汰人ナリ、 常ハ東ノカリヤトシハカキトノ

28 丁ォ

アイヲ御トヲリアレトモ、当年ハ東ノ大タ井コノ南ウラヱ

御トヲリアリ、 郷御子出ル時ハ先ナレトモ、クル時ハ本社

御子サキナリ、サシムシロノ上ニソントチヤク座アリ、 ヤカテ

カコイノ内ヱ御トヲリアリ、シハツシノセウシナン申

]マイラス、コレ中者ウケトル、同神楽男ノ

中ヱ二百文在之、当出仕ノ人数ニ支配立ナリ

御八乙女、場馬ノ御人数拝殿ヱ御帰リアリテ、御精進前ニ 雨下ル時ハ鈴人ノ舞モ楽屋ニテ舞ナリ

28 丁ゥ

鯛ヲ六懸ハカリヲロシテ汁ト菜トニコレヲスル、飯ハ大飯ナリ、

同シロムシアリ、 同御肴ニタコアリ、当年ハ井カナリ、

十八日、饗アリ、饗ノ米下用ニ五斗下行、饗ハ中者

臈役ナリ、此時上殿ナリ、米ヲ請テコレヲ沙汰スル、汁菜ニハ

同鯛ヲ八懸ハカリヲロシテ汁トヤキ物トナマストニナル

(ハ面見参ニマイルナリ、コレ十六日ニ御参ノ人数ハメサル、

生板本ノ次第、上ヨリヱリテ次第ニコレヲ沙汰ス 番沙汰人二ヶ一臈サテワ次第也、

若ハナカヱレハマタ

沙汰人ヨリコレヲ沙汰ス

29 丁ォ

鮨桶引事、 神楽男斗リヱコレヲ引、 コレ榼ヲヱトラヌ

> 代ナリ、沙汰人ヨリヱリテ次第ニトル、沙汰人・勾当・一臈モ ツラノ神楽男分ヲモトル、ハナカエハマタ沙汰人ヨリトル也、

諸下行、 霜月ノ時沙汰人ノ御碍分五百文、中者御恩

トモ各御借物アリテコトノヘク御下行ナリ、亥年ノハ御祭礼 一貫文宛、サウ五百文、ウ ハ三百文、戌年分ハ御祭礼ナケレ

戌年分ノカ三月ニアレトモ各給ル、御碍ナル間タマワラス、霜月ニ

可給者也

中者番物ニ番銭六人ノ中へ二貫文出、 コレヲ彦太郎三百文・

三郎五郎三百文・太郎三百文・夫々六百文・上々三百文・

29 丁ウ

上殿二百文・上殿

(二行分余白

応仁元年至三月十七日二大行事因幡法眼房死去也

然当大行事多門院殿ヱ給、 伊与上座御房ト云『定使左衛門五郎ト云』

大行事初而持ル、ニハ軈而拝殿ノタ、ミヲ新調也

大行事役ニテサ、セラル、但以後モソンシ次第ニサ、ル、

然ヲ因幡殿ノ時ハ只一度サシカヱラル、 カワル時ノフルタ、ミワ

30 丁ォ

若宮神主殿ヱマイル

大行事ハ何へ給トモ沙汰人ナントニツキテ任新モナシ、

但時ノ礼ヲ申ハカリナリ、則多門院殿モ御礼

ヲ申ハカリナリ

(以下余白)

30 丁ウ

大行事初テ被任方ハ御拝殿ノタ、ミヲ軈而

指替ラル、古タ、ミワ神主殿ヱ行、タ、ミワ先規ハ



写真1 表紙

(以下余白) 此多門院殿イマタサシタマワス、

此多門院殿イマタサシタマワス、サシカヱテマイラセラル、コレハ新儀ナリ、可然也、損次第ニサタシテ被進ヲ、近代初斗テ



写真② 表紙 花押部分拡大